

顕彰規程

昭和 30 年 3 月 14 日	決 定	昭和 59 年 3 月 28 日	一部改正
昭和 36 年 3 月 14 日	一部改正	昭和 62 年 3 月 13 日	全文改正
昭和 40 年 3 月 13 日	全文改正	平成 13 年 3 月 6 日	一部改正
昭和 44 年 5 月 15 日	一部改正	平成 21 年 5 月 27 日	同 上
昭和 47 年 3 月 29 日	同 上	令和元年 9 月 20 日	同 上
昭和 49 年 3 月 24 日	同 上		

(趣 旨)

第 1 条 この規程は多年社会福祉の増進に寄与し、功労のあった者及び社会福祉活動に協力、援助した者に対し会長が顕彰するために定める。

(顕彰の定義)

第 2 条 この規程でいう顕彰とは、表彰及び感謝をいう。

(顕彰の方法)

第 3 条 顕彰は、毎年行うものとする。

2 顕彰は、原則として北海道社会福祉大会において行うものとする。ただし、会長が特に認めたときはこの限りでない。

3 顕彰は、表彰状又は感謝状を贈ることによって行う。ただし、記念品を併せて贈ることができる。

(表彰の対象)

第 4 条 会長が表彰する者は本会の会員とし、次の各号に定めるものとする。

(1) 特に優秀な活動をおこなった社会福祉協議会。

(2) 社会福祉協議会又は社会福祉施設の役員で、その功績が顕著である者。

(3) 民生委員、児童委員でその功績が顕著である者。

(4) 社会福祉協議会活動推進者として、その功績が顕著である者。

(5) 社会福祉協議会及び社会福祉施設の職員で永年に亘り社会福祉事業に勤続し、その功績が顕著である者。

(感謝の対象)

第 5 条 会長が感謝の意を表する者は、社会福祉事業のため、労力的、経済的又はその他の方法により積極的に協力した個人及び団体とする。

(表彰該当の資格)

第 6 条 表彰に該当する者の資格は、次の各号の一に定める条件を具備する者のうちから選考する。

(1) 社会福祉協議会で、その活動が優秀であり他の範とするに足ると認められるもの。

- (2) 社会福祉協議会又は社会福祉施設の役員の現職にあつて、その在任期間が15年以上におよび、功績が顕著である者。ただし、在任期間が中断されている場合は、その前後の期間を通算する。
- (3) 民生委員、児童委員の現職にあつて、その在任期間が15年以上におよび、功績が顕著である者。ただし、在任期間が中断されている場合は、その前後の期間を通算する。
- (4) 社会福祉協議会活動推進者としての現職にあつて、その在任期間が15年以上におよび、功績が顕著である者。
- (5) 社会福祉協議会及び社会福祉施設の職員として社会福祉事業に勤続（通算）20年以上の者。

（感謝該当の資格）

第7条 感謝に該当する者の資格は、社会福祉事業に対し、永年にわたり労力的、経済的又はその他の方法により積極的に協力した個人及び団体とし、その内容は別途定めるもののうちより選考する。

（除外条件）

第8条 前2条の資格を有する者であっても、次の各号の一に該当する者はこれを除外する。

ただし、優良社会福祉協議会についてはこの限りでない。

- (1) 社会福祉功労者で叙勲を受けた者、又は藍綬褒章、黄綬褒章等を受けた者。
- (2) 社会福祉事業功労者として、知事又は所管大臣の表彰を受けた者。
- (3) 本会会長又は全国社会福祉協議会長から、社会福祉事業功労者又は社会福祉事業協助者として表彰又は感謝を受けた者。

ただし、表彰を受けた者が感謝を受ける場合、及び感謝を受けた者が表彰を受ける場合はこの限りでない。

（候補者の推薦）

第9条 市町村社会福祉協議会長は、毎年4月1日現在によりこの規程に該当する者を調査し、別に指定する日までに、被顕彰者推薦調書を本会会長に申請するものとする。

（特別顕彰）

第10条 会長は必要と認めた場合、前条の規定にかかわらず、顕彰することができる。

（顕彰審査委員会）

第11条 本会会長は、第6条及び第7条のいずれかに該当する者（第8条に該当する者を除く）を推薦調書により審査し、顕彰者を決定する。

（施行細則）

第12条 この規程の施行に関する細則は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、昭和 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、昭和 36 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、昭和 40 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、昭和 44 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、昭和 47 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、昭和 49 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 21 年 5 月 27 日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年 9 月 20 日から施行する。